

名古屋市食品衛生検査所ロゴマーク使用規程

（趣旨）

第 1 条 この規程は、名古屋市食品衛生検査所ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（ロゴマークの意匠）

第 2 条 ロゴマークの意匠は、別図「名古屋市食品衛生検査所ロゴマークデザインマニュアル」（以下「マニュアル」という。）のとおりとする。

（ロゴマークに関する権利）

第 3 条 ロゴマークに関する一切の権利は、名古屋市に属する。

（名古屋市食品衛生検査所が組織として使用する場合）

第 4 条 名古屋市食品衛生検査所（以下「検査所」という。）の名称を用いる資料等の印刷物については可能な限り、ロゴマークを使用するものとする。

2 前項のほか、検査所の広報活動においては、積極的にロゴマークを使用するものとする。

3 ロゴマークの使用に当たっては、マニュアルに則って使用するものとする。

（検査所職員が使用する場合）

第 5 条 検査所職員は、その業務に関わるもの（業務上使用する職員個人の所有物を含む。）に限り、ロゴマークを使用することができる。

2 検査所職員がロゴマークを使用する場合は、次の事項を遵守の上、適切に使用しなければならない。

- (1) マニュアルに則って使用することを原則とし、ロゴマークのデザインの変形等の改変をして使用してはならない。
 - (2) ロゴマーク入りの物品等を製作し、これを販売する等により利益を得てはならない。
 - (3) 不適切な使用が判明した場合は、直ちにその使用を中止し、食品衛生検査所長（以下「所長」という。）の指示に従わなければならない。
- 3 ロゴマークの使用に当たり、疑義が生じた場合は、事前に所長へ相談し、了承を得た後に使用するものとする。

（検査所及び検査所職員以外の第三者が使用する場合）

第 6 条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、使用を開始する日の 10 日前（土日・祝日を除く。）までに名古屋市食品衛生検査所ロゴマーク使用申請書（別記様式 1）を所長に提出し、所長の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、使用申請書の提出を省略することができる。

- (1) 国又は地方自治体が使用する場合
- (2) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合
- (3) 報道関係機関以外（機関紙や地域広報紙など）で、所長がその目的を前号に準ずるものと認めた場合
- (4) 検査所が構成員である協議会等が使用する場合
- (5) 検査所が実施し、協賛又は後援する事業において検査所の指示により使用する場合
- (6) その他所長が認めた場合

2 前項の規定に関わらず、ロゴマークの使用が、著作権法に定める著作権の制限に該当する場合は、使用申請書の提出を要しない。

（使用基準）

第 7 条 所長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、使用の適否を決定するものとする。

2 ロゴマークの使用が、次の各号のいずれかに該当する場合は、所長はこれを承認しないものとする。

(1) 名古屋市の信用や品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなる恐れがある場合

(2) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用される恐れがある場合

(3) 特定の個人又は団体の売名に利用される恐れがある場合

(4) 不当な利益を得るために利用される恐れがある場合

(5) ロゴマークを正しい使用方法に従って使用しない恐れがある場合

(6) 法令や公序良俗に反する恐れがある場合

(7) 商品化を目的として使用する恐れがある場合

(8) 名古屋市暴力団排除条例（平成 24 年名古屋市条例第 19 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が使用する恐れがある場合

(9) その他、承認することが不相当と認められる場合

3 前項の審査の結果、使用を承認するのが適当と判断した場合は、所長は、使用承認書（別記様式 2）を交付する。

4 前項の規定による使用承認書を交付する場合は、所長は、ロゴマークの使用に関する条件を付することができる。

5 使用承認の期間は、使用の目的を達成するために必要な期間とする。

（使用上の遵守事項）

第 8 条 使用者は次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

(1) この規程及びマニュアルを遵守すること。

(2) 使用の承認を受けた内容のみに使用すること。

(3) ロゴマークを使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。

(4) 商標権、意匠権等の知的財産権を取得しないこと。

(5) ロゴマークの使用により生じた事故や苦情等に関しては、使用者がその責任のもと必要な措置を講じること。

2 前項の規定は、第 6 条ただし書きの規定に基づきロゴマークを使用する者にも準用する。

(使用料)

第 9 条 この規程に基づくロゴマークの使用は無償とする。

(使用承認の取消等)

第 10 条 所長は、使用者がこの規程に定めた事項に違反し、若しくその恐れがあると認められる場合、又はロゴマークを使用させることが適当でないと認められる場合は、使用承認を取り消すことができる。

2 使用者は、前項の規定により使用承認を取り消された場合、所長の請求に応じて、自己の責任及び費用負担において物品等の使用停止及び回収等の措置を講じなければならない。

(使用の非独占性)

第 11 条 この規程による使用承認は、独占してロゴマークを使用する権利を付与するものではなく、また、使用者及び使用対象物について名古屋市が推奨するものではない。

(損害賠償)

第 12 条 使用者は、ロゴマークの使用に当たって名古屋市又は第三者に損害を与えた場合は、直ちに検査所にその旨を報告するとともに、その損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、使用者は、当該賠償について名古屋市に求償することはできない。

(事務)

第 13 条 この規程に関する事務は、名古屋市食品衛生検査所広域監視
担当が行う。

(その他)

第 14 条 この規程に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要
な事項は、所長が別に定める。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。